○地方自治法第１８０条第１項の規定によって組合長が専決処分することができる事項

平成１７年３月３０日

議決

改正　平成18年12月26日　発議第1号

１　法律上香南香美老人ホーム組合の義務に属する１件１００万円以下の損害賠償の額の決定。ただし、１件１００万円を超えるもののうち次の事項に係る損害賠償の額にあっては、それぞれ当該決定された金額

イ　組合が所有し、又は管理する自動車による事故

自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）に規定する自動車損害賠償責任保険契約により決定された額

ロ　施設サービスに起因する事故

介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく介護サービス及び老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に基づく福祉サービスにおいて、当該事故に係る損害賠償について締結している賠償責任保険により決定された金額

附　則（平成１８年１２月２６日発議第１号）

この専決事項の変更は、議決の日から施行する。